

幼児教育・保育の無償化のご案内（令和7年度）

～認可外保育施設等を利用するかたへ～

幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」といいます。）が実施され、認可外保育施設等についても、対象者が区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた施設等を利用する場合には、無償化の対象となります。無償化となる費用（以下、「施設等利用費」といいます。）については、償還払いとなりますので、以下のとおり手続きが必要です。

1 対象者

※原則、育児休業中は無償化の対象外です。「留意事項（16）」をご確認ください。

対象者	無償化の上限額
「保育の必要性の認定」を受けている3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童	月額3.7万円
「保育の必要性の認定」を受けている0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童	月額4.2万円

2 対象施設等 ※「確認」を受けた目黒区内の施設は、「認可外保育施設等の無償化」のホームページをご確認ください。

区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた下表の施設等（以下、「施設等」といいます。）が無償化の対象です。※私立幼稚園を併用している場合は、制度が異なりますので、子ども若者課子育て支援係にご確認ください（7 提出先及びお問い合わせ先のとおり）。

対象施設等	備考
認可外保育施設 （家庭福祉員、認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等を含む。）	都道府県に届出を行い、指導監督基準を満たしている必要があります。※指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる5年間の経過措置は、令和6年9月30日で終了しました。
一時預かり事業	都道府県に児童福祉法に基づく一時預かり事業の届出がなされている必要があります。
病児保育事業（病後児保育等を含む） ※目黒区では病後児保育事業を実施	都道府県に児童福祉法に基づく病児保育事業の届出がなされている必要があります。
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	児童福祉法に基づく子育て援助活動支援事業のうち、区市町村が実施するものが対象となります。

3 請求に必要な書類（郵送、窓口、又はオンラインにてご提出ください）

- （1）施設等利用費請求書（償還払い用）
- （2）特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書
- （3）目黒区指定の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

※証明書類は証明日が提出月当月、前月又は前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

※父母分それぞれの提出が必要です（ひとり親世帯を除く）。

※令和7年4月1日以降に認可保育園の利用申込、認可外保育施設保育料助成制度等で提出済みかつ内容に変更がない方は提出を省略できます。変更が生じた方は再提出が必要です。

※詳細につきましては、令和7年度「保育施設利用のご案内」P9～11をご確認ください。

(4) 教育・保育給付認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等の支給）

※すでに有効な認定を受けている場合は、改めての認定申請は不要です。

4 請求・支払スケジュール

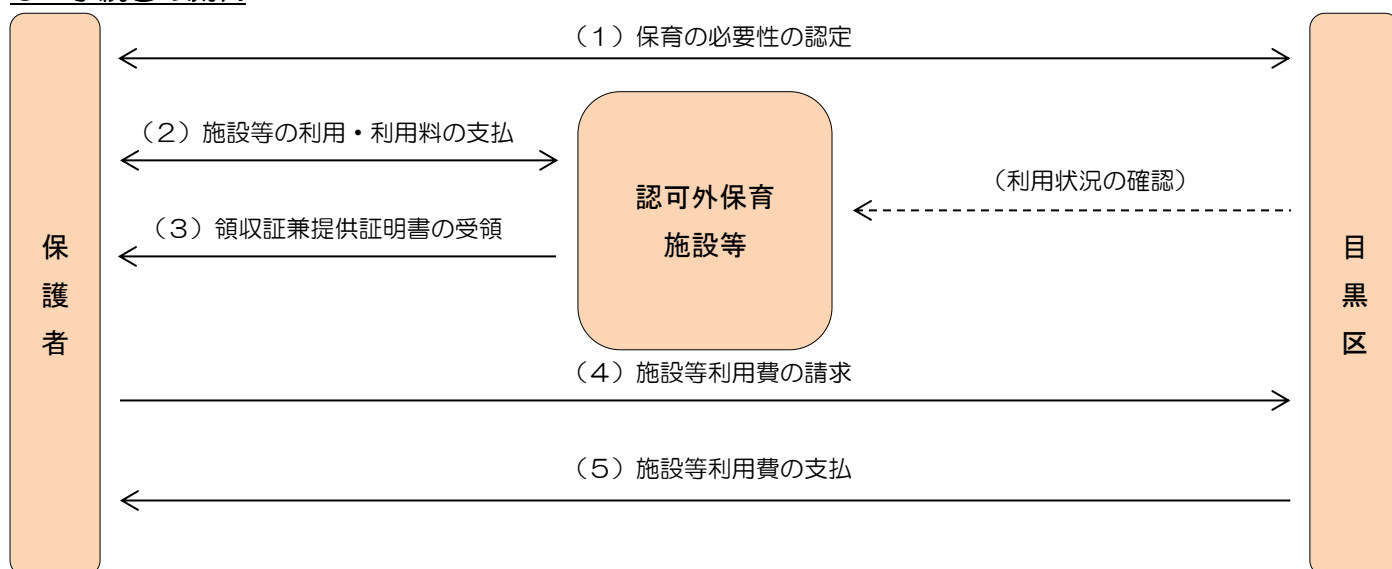
※支払予定は審査の状況によって前後する可能性があります。

	提出締切日（保育課必着）	支払予定
第1回 受付期間	令和7年6月20日	令和7年9月
第2回 受付期間	令和7年9月12日	令和7年12月
第3回 受付期間	令和7年12月12日	令和8年3月
第4回 受付期間	令和8年3月6日	令和8年5月

※ファミリー・サポート・センター事業については、スケジュールが異なります。詳細は、こども家庭センター利用者支援係にご確認ください。

※請求書を郵送で提出する場合は、時間に余裕をもってご提出ください。提出締切日の翌日以降に到着した場合は、次回受付期間での審査となります。

5 手続きの流れ



※利用した月の翌月1日から2年間を過ぎた場合、その月の施設等利用給付を受ける権利を失いますのでご注意ください。

（例）令和6年4月分の施設等利用費は、令和8年4月30日までに請求する必要があります。

(1) 保育の必要性の認定

※すでに有効な認定を受けている場合は、改めての認定申請は不要です。

認定申請には、①「教育・保育給付認定申請書」、②「目黒区指定の保育を必要とすることを証明する書類」、③「世帯の所得状況が確認できる書類」が必要です。詳細につきましては、令和7年度「保育施設利用のご案内」P6～12をご確認ください。有効な認定の申請日が認定開始日となりますので、施設等の利用開始日までに認定を申請している必要があります。有効な認定がない期間は、施設等を利用しても無償化の対象外です。

(2) 施設の利用・利用料の支払

施設等を利用し、利用料を支払います。

（３）領収証兼提供証明書の受領

施設等に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」の発行を依頼し、受け取ってください。

（４）施設等利用費の請求

施設等利用費の請求には、①「施設等利用費請求書（償還払い用）」、②「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」が必要です。なお、各年度における初回請求時には、別途書類の添付が必要な場合がありますので、「留意事項（１０）」をご確認ください。また、「世帯の所得状況が確認できる書類」を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（５）施設等利用費の支払

指定された請求者名義の口座に施設等利用費を支払います。

５ 留意事項**【保育の必要性の認定】**

- （１）「保育の必要性の認定」をすでに受けている場合は、改めての認定申請は不要ですが、認定期間が切れる場合は、再度認定を受ける必要があります。
- （２）「保育の必要性の認定」は遡及しません。有効な認定を受けている期間が無償化の対象となります。有効な認定の申請日が認定開始日となりますので、申請時期には十分ご注意ください。
- （３）世帯状況や保育を必要とする事由が変更になる場合は、変更に関する書類の提出が必要です。詳細は各事業担当までお問い合わせください。
- （４）月 48 時間未満の就労は求職とみなすため、その場合は、求職事由での認定に変更する必要があります。

【対象施設等】

- （５）特定子ども・子育て支援施設として「確認」を受けた目黒区内の施設等については、目黒区のホームページで随時更新します。目黒区外の施設等が「確認」を受けているかどうかは、施設等の所在自治体に確認してください。
- （６）目黒区外の施設等を利用している場合でも、区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた施設等であれば無償化の対象となります。なお、無償化に関する申請は目黒区に行ってください。
- （７）企業主導型保育事業は国による無償化の対象であり、目黒区の償還払いの対象外です。

【対象となる施設等利用費】

- （８）無償化の対象となる施設等利用費は基本保育料のみです。日用品費、行事参加費、給食費、通園送迎費等は無償化の対象外です。
- （９）認可外の居宅訪問型保育事業やファミリー・サポート・センター事業について、送迎のみの利用は無償化の対象外です。

【施設等利用費の請求】

- （１０）各年度における初回の請求時には、請求関連書類のほか、「目黒区指定の保育を必要とすることを証明する書類」の添付が必要です。なお、当該年度中に「保育を必要とすることを証明する書類」を提出し、請求時と状況が変わらない場合に限り、２回目以降の書類添付を省略できます。請求関連書類のみ提出してください。
- （１１）請求時にご提出いただく「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」については、目黒区の様式で発行されたものを原則としますが、必要事項が網羅されていれば別様式でも受け付けます。
- （１２）施設等利用費は２年以内に請求していただく必要があります。ただし、対象となるのは有効な認定を受けている期間ですのでご注意ください。

(13) ファミリー・サポート・センター事業をご利用の場合は、請求時に「活動報告書」の提出が必要です。

(14) 施設等（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）を複数利用した場合、合算して請求することができます。利用した全施設等の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」が必要です。
ファミリー・サポート・センター事業の請求については、こども家庭センター利用者支援係にご確認ください。

【その他】

(15) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している月は、認可外保育施設等を併用しても施設等利用費は無償化の対象外です。

(16) 育児休業中は無償化の対象外です。ただし、上の子が認可外保育施設をこれまでも利用しており、今後も引き続き利用することが前提であれば、下の子の育児休業を取得した場合でも無償化の対象となります（育児・介護休業法等に基づく育児休業が終了する日が属する月まで）。なお、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用は該当しませんのでご注意ください。

(17) 月の途中で認定期間が終了する場合又は別の区市町村へ転出する場合、月の途中で認定期間が開始する場合や別の区市町村から転入する場合は、日割り計算を行い、施設等利用費の支払金額を決定します。

(18) 審査の結果、請求内容に不備があり、支払金額等の確定が遅れた場合は、次回以降の支払いとなる場合があります。

(19) 企業主導型保育事業の利用児童以外の児童が、企業主導型保育施設の実施する「一時預かり事業」又は「病児保育事業」を利用する場合の施設等利用費については、目黒区の償還払いの対象となります。

(20) 非課税世帯に準ずる者として、①区市町村の条例で定めるところにより区市町村民税を免除された者、②生活保護法上の被保護者、③児童福祉法上の里親である保護者およびファミリーホームの養育者が定められています。0歳児クラスから2歳児クラスまでの課税世帯で、①から③に該当する場合は、別途書類の提出が必要です。詳細は各事業担当までお問い合わせください。

(21) 幼児教育・保育の無償化と認可外保育施設保育料助成制度は制度が異なるため、それぞれ手続きが必要です。対象要件や提出書類等が異なりますのでご注意ください。

6 ホームページ

概要	ホームページの所在	コード
「認可外保育施設等の無償化」 ※制度内容の確認や施設等利用費請求書（償還払い用）等がダウンロードできます。	トップページ⇒子育て・教育⇒子育て⇒子育て支援⇒子育てに関する手当・助成⇒認可外保育施設等の無償化	
「保育に関する申請書」 ※保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）等がダウンロードできます。	トップページ⇒区政情報⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒保育に関する申請書	
「保育施設利用のご案内（窓口配布用）」 ※令和7年度「保育施設利用のご案内」がダウンロードできます。	トップページ⇒子育て・教育⇒保育園⇒認可保育園⇒認可保育園等の利用申し込みのご案内⇒保育施設利用のご案内（窓口配布用）	
「幼児教育・保育の無償化（認可外保育施設等）の請求」 ※国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」からオンライン申請ができます。	トップページ⇒子育て・教育⇒子育て⇒子育て支援⇒子育てに関する手当・助成⇒認可外保育施設等の無償化⇒ページ内の「手続き方法」	

7 提出先及び問い合わせ先

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区役所

事業ごとに担当が異なります。提出先及びお問い合わせ先は下表のとおりです。

担当事業	提出先及び問い合わせ先
認可外保育施設について	保育課 保育施設利用係 TEL：03-5722-9868
一時預かり事業・病児保育事業について	保育課 保育係 TEL：03-5722-9865
ファミリー・サポート・センター事業について	こども家庭センター 利用者支援係 TEL：03-5722-9596
私立幼稚園を併用している場合の申請について	子ども若者課 子育て支援係 TEL：03-5722-9892